選挙

1 選挙公報の点字版・音声版

市長選挙及び市議会議員選挙において、「選挙のお知らせ」(選挙公報の点字版・音声版)を送付します。希望する方はお問い合わせください。

【問 合 先】市選挙管理委員会事務局選挙管理課【電話】214-2023【FAX】261-5932

2 投票所入場券の点字シール貼付

視覚障害のある方へ、投票所入場券に点字による選挙名等のシールを貼って送付します。希望する 方はお問い合わせください。

【問 合 先】 お住まいの区の選挙管理委員会事務局選挙課(各区役所総務課)

3 郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある方は、郵便等により自宅等で不在者投票をすることができます。

【対 象】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの方で、次のいずれかに該当 する方

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方
 - ア 両下肢、体幹又は移動機能の障害の程度:1級または2級
 - イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度:1級または3級
 - ウ 免疫又は肝臓の障害の程度:1級から3級
- (2) 戦傷病者手帳をお持ちの方
 - ア 両下肢又は体幹の障害の程度:特別項症から第2項症
 - イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度:特別項症から第3項症
- (3) 介護保険被保険者証をお持ちの方 要介護状態区分が「要介護 5」と記載されている方
- (4) 両下肢等に障害がある方で、その障害の程度につき、(1)または(2)の障害の程度に該当する として都道府県知事または指定都市若しくは中核市の長の書面による証明を受けた方
- ※ あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会に申請して郵便等投票証明書の交付を受けてください。

【不在者投票の方法】

投票用紙及び投票用封筒の請求は、選挙期日の公示(告示)日の前からできます。ただし、投票日の 4日前までに請求書が各区選挙管理委員会事務局に到着している必要があります。

【問 合 先】お住まいの区の選挙管理委員会事務局選挙課(各区役所総務課)

4 郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票において、障害により自ら投票の記載をすることができない方は、代理記載人に投票等の記載をしてもらうことができます。

- 【対 象】 郵便等による不在者投票ができる方で、次のいずれかに該当する方
 - (1) 身体障害者手帳をお持ちの方: 上肢または視覚の障害の程度が1級の方
 - (2) 戦傷病者手帳をお持ちの方:上肢または視覚の障害の程度が特別項症、第1項症、第2項症のいずれかの方

- (3) 上肢又は視覚の障害がある方で、その障害の程度につき、(1)または(2)の障害の程度に該当するとして都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の書面による証明を受けた方
- ※ あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会に申請して郵便等投票証明書に代理記載人となるべき者等の記載を受けてください。

【不在者投票の方法】

投票用紙及び投票用封筒の請求は、選挙期日の公示(告示)日の前からできます。ただし、投票日の 4日前までに請求書が各区選挙管理委員会事務局に到着している必要があります。

【問 合 先】お住まいの区の選挙管理委員会事務局選挙課(各区役所総務課)